

令和2年12月21日

**日本の再保険に関する一時的同等性と
欧州委員会、欧州保険・企業年金監督機構及び金融庁の間の協力強化に関する共同声明
(仮訳)**

1. 欧州委員会、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）及び金融庁（FSA）は、長年にわたり、規制・監督上の課題について緊密に協力してきた。我々の強力な協力は、それぞれの保険市場、世界の保険市場の動向に関連した数多くの緊密な意見交換や対話に基づいて築かれてきた。これらの課題は、2020年11月20日、日EU経済連携協定の下に設立された日EU合同金融規制フォーラムの第2回会合で議論された。
2. 2015年11月、欧州委員会は、ソルベンシーⅡ指令第172条に従い、EIOPAの助言に基づいて、日本に対して一時的同等性を認める決定を公表した。
3. 欧州委員会、EIOPA及び金融庁は、それぞれにおける規制・監督上の進展を歓迎する。特に、欧州委員会とEIOPAは、2020年6月に公表された金融庁の「[『経済的価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議』による最終報告書](#)」に留意する。日本の再保険に関する一時的同等性は、スケジュールどおり、ソルベンシーⅡ指令に基づき、2020年12月31日に有効期限が満了する。この満了は、ソルベンシーⅡ指令の下での一時的同等性制度の廃止と、日本の経済価値ベースのソルベンシー制度の将来の実施の時期が異なることに起因するものであり、日本の監督の質への評価によるものではない。
4. 保険分野における日EU間の規制上の協力は、既存の日EU合同金融規制フォーラムを基盤として、引き続き強固である。我々の関係をさらに強化するために、欧州委員会、EIOPA及び金融庁は、クロスボーダーの保険グループに対するそれぞれの当局による監督の質の維持の観点から、監督上の協力強化をはじめとして、緊密なコミュニケーションと議論を続けていく。また、こうした協力関係は、両市場の規制上の進展に関する意見交換を通じて強化され、将来、ソルベンシーⅡに基づく完全同等性の審査に繋がる可能性がある。

以 上